

危険物講座（ガソリンの危険性）

「ガソリン」は消防法で規制される「危険物」です。

アセトンやガソリンは消防法で「第4類第1石油類」に区分され、引火点が21度未満という、取扱いに特に注意が必要な危険な液体です。

ポリ容器等の基準をクリアしていない容器にガソリンを入れると、容器は侵され、変形し、漏れる恐れがあります。

また、ガソリンは非常に揮発しやすく、キャップ部分が劣化してはずれやすくなっている場合には、圧力に耐えられなくなってフタが外れて可燃性ガスが漏れる危険性があります。

さらに、ポリ容器は、ガソリンとの摩擦で静電気が溜まりやすく、ポリ容器のフタを開けた瞬間に放電し、ガソリン蒸気に引火し火災になった事例もあります。

＜ガソリンの性状＞

引火点（※1） －40度以下

発火点（※2） 約300度

- ① 水に溶けない。水より軽い。発生蒸気は空気より重い。
- ② ガソリンの引火点は、私たちが生活している温度より低く、非常に引火しやすいものです。
- ③ 水より軽いので、燃焼しているガソリンに水をかけると水の上にガソリンが浮いてしまい、水の広がりと共に燃焼している場所が広がることになります。そのため、消火に水は適切ではありません。
- ④ 発生したガソリン蒸気は、空気より重いので溝のような低所にたまり、遠くまでその蒸気が広がることがあります。
- ⑤ ガソリンは直接点火しなくても、保管場所から遠く離れた位置の火源によって引火することがあります。
- ⑥ 静電気や火花でも容易に引火します。
- ⑦ 平成25年8月15日 3名の方が亡くなられた福知山市の花火大会事故もガソリンの取扱い不適が原因です。

※1 引火点とは：液体を空気中において火を近づけたとき、燃えだすのに十分な濃度の蒸気を液面上に発生する最低の液温を「引火点」といいます。

※2 発火点とは：空気中で可燃性物質を加熱した場合、その熱で自ら燃焼を開始する最低の温度を「発火点」といいます。

問合せ先：明石市消防本部予防課危険物係 電話 078-918-5947